「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集

国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払します(自身の積立金の2倍を限度に補填) 補填に使用されなかった皆さまの積立金は、事業終了後に還付されます(掛け捨てではありません)

申込期限 7月20日命までに町窓口へ

対象期間開始2か月前までに県協議会を経由して、施 設園芸協会への資料提出が必要です。県協議会へは、 余裕をもってお申し込みください。

加入要件

- 施設園芸農家3戸以上または農業従事者5名以上で 構成する農業者団体等
- 3年間で燃料使用量を 15%以上削減する計画(省 エネルギー等推進計画)の作成

補填積立金

積立金=積立単価×年間燃料購入予定数量× 1/2

(例) A 重油を年間 10.000L 購入予定の方が 150% コースに申し込む場合

40.8 × 10,000 × 1/2 = 204,000 円

対象期間

10月から翌6月まで

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供する A 重油、 灯油、LPガス、LNG

積立コース

積立 コース	積立単価				
	A重油	灯油	LPガス	LNG	
150%	40.8	43.2	53.5	28.5	
コース	円/ L	円/ L	円/kg	円/㎡	
170%	57.1	60.5	74.8	39.9	
コース	円/ L	円/ L	円/kg	円/㎡	

肥料価格高騰対策(国事業・県事業)のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆さま の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

本事業は、令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料(令和5年の春肥として使用した肥料)が対象です。なお、 これまで申請していない秋肥(令和4年6月から10月に購入した肥料)についても申請できます。

支援金額

支援金 = (当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率) × 0.85 (1.4)(0.9)

申請に必要なもの

- ① 春肥(令和4年11月から令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(**注文票**など)

※秋肥と春肥は、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。 ② 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと ③ 特殊肥料(堆肥等)の場合は、表示票の写しまたは、生産業届の写し

申請方法

5戸以上の農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、市町村、またはお近くの農協、肥料販売店に お問い合わせください。

お問い合わせ先 錦江町役場 産業振興課 🕾 22-3034 / 産業建設課 🕾 25-2511

限度額の変更と軽減判定所得基準の改正

国民健康保険税の工

前年(令和4年)の所得が確定したことにより、令和5年度の国民健康保険税の年税額が確定しました。 錦江町の国民健康保険財政は厳しい運営状況となっており、財政安定化に向けて、令和3年度から税率を 改正しています。なお、今年度につきましては、国の令和5年度税制改正の大綱により、賦課限度額の見 直しと低所得者に対する均等割額及び平等割額の軽減判定所得の基準の改正が行われました。加入者の 皆様にはご負担いただくことになっておりますが、国保運営の維持に向けてご理解とご協力をお願いしま す。2期分の納付期限は7月31日**旬**までとなっておりますので、納め忘れのないようご注意ください。

令和5年度国民健康保険税率・税額(限度額が変更されます)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	9.0%	2.8%	3.0%
均等割額	28,000円	10,000円	10,000円
平等割額	28,000円	9,000円	9,000円
限度額	650,000円	200,000円	170,000円

軽減判定所得による均等割額及び平等割額の軽減

世帯のうち国民健康保険に加入している全員の前年所得の合計額が下記の軽減判定基準所得以下の 場合は、その世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額を軽減します。軽減を受けるための申請は 必要ありません。課税計算の中で自動的に軽減されます。

- ●均等割額・・・加入者の人数によって計算します。1人あたりの金額です。
- ●平等割額・・・一世帯あたりに係る金額です。世帯内の国保加入者が2名以上あっても一律です。

軽減判定所得	軽減 割合	軽減後の税額			
半主/収十リ <i>ル</i> 上 アバ 1守		区分	医療分	支援分	介護分
43 万円 + 10 万円 ×(給与所得者等の	7割	均等割額	8,400円	3,000円	3,000円
数一 1)を超えない世帯	/ 台)	平等割額	8,400円	2,700円	2,700円
43 万円 + 29 万円 ^{※ 1} × 被保険者数 +	도 보네	均等割額	14,000円	5,000円	4,500円
10 万円 × (給与所得者等の数 – 1)を 超えない世帯	5割	平等割額	14,000円	5,000円	4,500円
43 万円 + 53.5 万円 ^{※ 2} × 被保険者数	2 thi	均等割額	22,400円	8,000円	8,000円
+ 10 万円 × (給与所得者等の数 – 1) を超えない世帯	2割	平等割額	22,400円	7,200円	7,200 円

改正前の金額は下記のとおり(上記表の赤色太文字が改正される金額です。)

※1 ▶ 28.5 万円 ※2 ▶ 52 万円

お問い合わせ先 錦江町役場 住民税務課 🕾 22-3037 / 住民生活課 🕾 25-2511